



健康保険だより

令和 8 年 10 月号

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさまで
回覧をお願いします。

療養費支給申請書(立替払い)の申請時の注意点について

療養費(立替払い)とは

「やむを得ない事情で健康保険が使用できず、医療費を全額(10割)支払ったとき」や「資格の切替手続き中などの理由で以前加入していた健康保険の資格で受診し、後日医療費を返還したとき」などに申請をすることで、保険診療分のうち自己負担額を除いた医療費の払い戻しを受けられます。

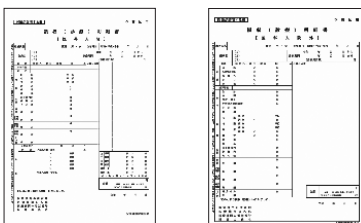
療養費(立替払い)申請時には申請書のほかに、以下のとおりいくつかの添付書類が必要です。

療養費支給申請書(立替払い)の添付書類

窓口で医療費を全額(10割)支払ったとき

- 医療機関を受診した際の領収書
- 診療明細書
(診療内容を記載した証明書)

(例)診療明細書



以前加入していた健康保険の資格で 受診し、後日医療費を返還したとき

- 保険者(返納先)が発行した領収書
- 診療報酬明細書(レセプト)
注)診療報酬明細書は封筒へ封かんされた
ままご提出ください。

(例)領収書

(例)診療報酬明細書
(レセプト)

申請は電子申請がおすすめです。

電子申請をご利用の場合、添付書類はスマートフォンなどのカメラで撮影し、画像をアップロードをすることで申請が可能です。

添付書類の保管が必要な方は、ぜひ電子申請をご利用ください。



電子申請はこちら



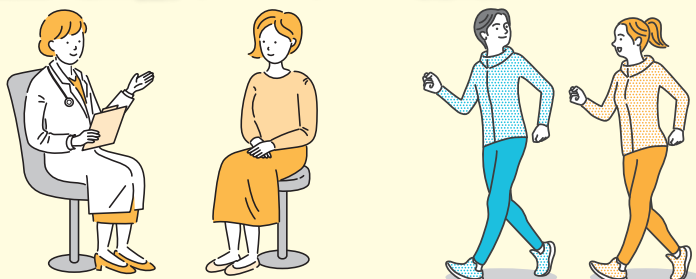
注)診療報酬明細書(レセプト)が封筒に封かんされている場合は、加入者自身での開封ができないため電子申請ができません。
お手数ですが紙の申請書を作成し、必要書類とともに郵送にてご申請をお願いします。



定期健康診断（事業者健診）結果データの提供をお願いします

協会けんぽでは、労働安全衛生法で定める定期健康診断（以下、「事業者健診」）を利用されている事業所様へ、健診結果データの提供をお願いしています。

健診結果データの提供で4つのメリット！



インセンティブ制度
についてはこちら



メリット1

事業所カルテ※により自社の健康状態が見える化

メリット2

無料の「特定保健指導」（健康サポート）が受けられる

メリット3

マイナポータルから健診結果をいつでも確認

メリット4

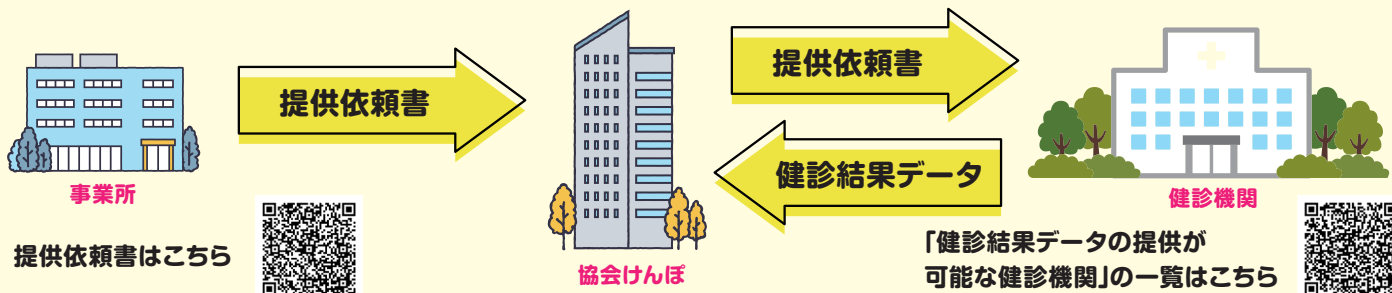
インセンティブ制度の評価が上がり、健康保険料率の抑制につながる

※事業所カルテとは、事業所単位での健診・特定保健指導の実施率や、健診結果および加入者の食生活や生活習慣について数値やグラフ、レーダーチャートで見える化したものです。

事業者健診結果データを提供する方法

1. 協会けんぽへ「提供依頼書」を提出

「健診結果データの提供が可能な健診機関」で健診を受けた場合、協会けんぽに「提供依頼書」をご提出いただくことで、健診機関を通じて協会けんぽへ健診結果データの提供ができます。



2. 協会けんぽへ健診結果票の写しと問診項目質問票を提出

事業所様で保管されている健診結果票の写しに、受診者ご本人様の「問診項目質問票」を添付し、協会けんぽへ郵送してください。

「問診項目質問票」
はこちら



注）事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主の皆様が個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。

ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、「協会けんぽKANAGAWA 健康保険だより」のバックナンバーを掲載しております。ぜひご覧ください。



協会けんぽ神奈川支部の
公式 LINE をご登録ください！

みなさまの健康づくりに役立つ情報をお届けします

